令和８年第３回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目　　次

議　案

第２号　長門市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する　・・・ 1
　　条例

長門市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、所要の改正を行うもの。

２　改正の内容

（１）「第 16 条」を「第 17 条」とし、第 16 条を下記のとおりとする。

「第 16 条　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という）を置く。

（２）支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（３）前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。」

（４）長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の別表に災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬（日額 13,800 円）を追加。

３　施行期日

公布の日